

平成19年4月1日から

健康保険の一部が変わりました

少子高齢化の進む中、伸び続ける医療費に歯止めをかけ、健康保険制度をいつまでも存続させるために、昨年10月から医療制度改革関連法が実施されています。この4月から実施の主な改正点をお知らせします。

保険料計算の見直し

標準報酬月額の上限・下限が拡大されました

所得に応じた保険料の負担割合を公平化するために、保険料計算の基になる標準報酬月額の上限と下限が拡大されました。

※標準報酬月額とは：月により、または年により変わる税込み月収（報酬）額に応じて、そのつど保険料計算を行わずに済むように等級分けされたのが標準報酬月額です。どの等級に実際の税込み月収（報酬）が当てはまるかによって、保険料が算出されます。

※標準報酬日額とは：標準報酬月額を30で割り、10円単位で四捨五入した額。この1日当たりの報酬額をもとに、出産手当金や傷病手当金が計算されます。



	平成19年3月まで	平成19年4月から
等級	39等級	47等級
上限	980,000円	1,210,000円
下限	98,000円	58,000円

標準賞与額の上限が変わりました

賞与にかかる保険料を算出する基になる標準賞与額の上限が、1回当たりの設定から、年度（4月～翌年3月）累計額に変わりました。

※標準賞与額とは：1回の賞与支給額から1,000円未満を切り捨てた額のこと。この金額をもとに賞与にかかる保険料が計算されます。



	平成19年3月まで	平成19年4月から
上限	1回当たり 200万円	年度累計 540万円

現金給付の見直し

出産手当金の支給額が標準報酬日額の2/3に引き上げられました

出産手当金の支給額が賞与を含めた水準に見直され、標準報酬日額の2/3に引き上げられました。また、退職後の給付も見直されています。（別項目参照）

※出産手当金：出産のため休職し給与がもらえないときに一定期間支給される給付金。



	平成19年3月まで	平成19年4月から
標準報酬日額	1日につき 賃金の 6割 相当額	1日につき 賃金の 2/3 相当額

傷病手当金の支給額が標準報酬日額の2/3に引き上げられました

傷病手当金の支給額が賞与を含めた水準に見直され、標準報酬日額の2/3に引き上げられました。また、退職後の給付も見直されています。(別項目参照)

※傷病手当金：病気やケガのため休職し、給与がもらえないときに一定期間支給される給付金。



標準報酬日額

平成19年3月まで

1日につき
賃金の
6割
相当額

平成19年4月から

1日につき
賃金の
2/3
相当額

70歳未満の方の入院費用を自己負担限度額までにできます

70歳未満の方の被保険者・被扶養者の入院にかかる高額療養費についても、現在の70歳以上の取り扱いにあわせて、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめ、現物給付化します。

この制度を利用するには、事前に健康保険組合に申請し、「高額療養費自己負担限度額の適用認定証」の交付を受け、医療機関に提出する必要があります。認定証を提示すれば、自己負担限度額を超えた分の支払いはありません。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外です。



退職後の出産手当金・傷病手当金が見直されました

■任意継続被保険者の給付廃止

出産手当金と傷病手当金の支給はなくなりました。

■被保険者資格喪失後の給付廃止

1年以上被保険者期間があれば、退職して被保険者資格がなくなっても、資格喪失後6か月以内の出産であれば出産手当金が支給されていましたが、この支給がなくなりました。



平成19年4月1日から付加給付金が変わりました!

注) 厚生労働省による「事業運営指針」に基づき組合会での決定事項

本人(被保険者)

	改正前 平成19年3月まで	改正後 平成19年4月から
出産育児付加金	出産育児一時金の支給を受けるときは1児について106,000円を支給	出産育児一時金の支給を受けるときは1児について120,000円を支給
埋葬付加金	埋葬料の支給を受けるときは100,000円を支給	埋葬料の支給を受けるときは50,000円を支給
傷病手当付加金	傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の25	傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、1日につき被保険者の標準報酬日額の60分の11

家族(被扶養者)

家族出産育児付加金	家族出産育児一時金の支給を受けるときは1児について56,000円を支給	家族出産育児一時金の支給を受けるときは1児について120,000円を支給
-----------	-------------------------------------	--------------------------------------

詳しくはホームページをご覧ください。

横河電機健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.yokogawakenpo.or.jp>